

四国・宇和島 ～日本一の真珠のまち～

僕から君へ、私からあなたへ感謝の想いをしたためて…

30年目のラブレター

募集

これまで伝えきれなかったパートナーへの「ありがとう」や「大切な人」という素直な気持ち、
これからの2人の願いや誓いの言葉などを募集します。

当町の姉妹都市である愛媛県宇和島市では、全国から結婚30年（パール婚式）を迎えたご夫婦、もしくはこれから迎えようとするご夫婦に対して、お互いに宛てた30年目の「愛の手紙」を募集しています。

▼対象者 昭和58年（1983年）1月から昭和60年（1985年）12月の間にご結婚されたご夫婦。

▼募集期限 9月19日（金）【必着】

※応募された手紙（ラブレター）の中から印象の深い作品を選び3組（6名）のご夫婦を、11月7日（金）～9日（日）の2泊3日の日程で宇和島にご招待します。ご旅行にかかる費用は、宇和島市で負担します。

▼応募先・問合せ 宇和島市産業経済部商工観光課

（愛媛県宇和島市曙町1番地 / ☎ 0895 - 49 - 7023/FAX 0895 - 25 - 4907

/E-mail : shoko@city.uwajima.lg.jp/URL <http://www.city.uwajima.ehime.jp/>）

※応募方法等については、愛媛県宇和島市ホームページにてご確認ください。

○●(年金)○●

読んで得する年金・国保のお話

○●(国保)○●

【ご存知ですか？国民年金の任意加入制度】

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、役場窓口または年金事務所にお問い合わせください。

■年金事務所出張相談所の開設

・日時 8月20日（水）10時～15時

・場所 商工会館（錦町）

・主催 札幌北年金事務所 ※年金相談は予約制です。

（相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133）

また、代理人が相談に行く場合は、委任状・身分証明書が必要です。

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係（☎ 23 - 2463）

【国民健康保険被保険者証を更新します】

◇被保険者証の更新方法

現在使用されている被保険者証の有効期限は、平成26年9月30日です。新しい被保険者証は、9月中旬に郵送する予定ですが、窓口交付希望の方、長期間不在のため郵送日の変更を希望する方は、8月29日（金）までに電話でご連絡下さい。窓口で被保険者証を受け取る時は、免許証など身元を確認できるものを持参してください。

◇被保険者証の有効期限について

被保険者証は、毎年更新となっていますので、新しい被保険者証の有効期限は、平成27年9月30日までとなります。有効期限までに75歳になる方は、その誕生日の前日が、退職被保険者は、65歳になる誕生日の月末が有効期限となります。なお、各月1日生まれの方は、前日が有効期限となります。

◇被保険者証は大切に使いましょう

・記載内容を書き換えると無効になります。

・破損、紛失したときは、国保・後期高齢者医療係で再交付の手続きをしてください。その際、免許証など身元を確認できるものを持参してください。

・住所変更や世帯主変更、国保の加入、喪失の手続きには、該当する方全員の被保険者証を持参してください。

▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

▼国民健康保険税の納付についての問合せ

税務課納税係（☎ 23 - 2341）